

令和 3 年度

島田市健全化判断比率等審査意見書

島田市監査委員

(写)

島監第32号
令和4年8月19日

島田市長 染谷絹代様

島田市監査委員 伊藤和義
島田市監査委員 村田千鶴子

令和3年度島田市健全化判断比率等審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和3年度 島田市健全化判断比率審査

	ページ
第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の着眼点及び実施内容	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の概要	2
第6 審査の意見	3

令和3年度 島田市資金不足比率審査

	ページ
第1 審査の種類	4
第2 審査の対象	4
第3 審査の着眼点及び実施内容	4
第4 審査の結果	4
第5 審査の概要	5
第6 審査の意見	5

令和3年度 島田市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率審査

第2 審査の対象

- 1 令和3年度 島田市健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点及び実施内容

- 1 審査の期間
令和4年7月26日から同年8月12日まで
- 2 審査の主眼及び方法
市長から審査に付された健全化判断比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、監査基準に準拠して審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあるものと認められた。

健全化判断比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

区分	島田市 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.19	20.00
連結実質赤字比率	—	17.19	30.00
実質公債費比率	6.2	25.0	35.0
将来負担比率	1.9	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、比率の欄を「—」と表記している。

第5 審査の概要

1 比率の状況

(1) 実質赤字比率

ア 比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていない。

イ 比率の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

ア 比率の概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計を合算した連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じていない。

イ 比率の算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

ア 比率の概要

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

実質公債費比率（3か年平均）は6.2%で、早期健全化基準25.0%を下回っており、前年度の6.8%から0.6ポイント低下している。

イ 比率の算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(4) 将来負担比率

ア 比率の概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は1.9%で、早期健全化基準350.0%を下回っている。

イ 比率の算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 比率の推移

健全化判断比率の推移は、次表のとおりである。

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	—	—	6.2	1.9
令和2年度	—	—	6.8	—
令和元年度	—	—	7.0	—
平成30年度	—	—	7.2	—
平成29年度	—	—	7.4	—

※実質赤字額等がない場合は、比率の欄を「—」と表記している。

第6 審査の意見

令和3年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、「比率なし」の結果となった。また、実質公債費比率は6.2%で、前年度と比べ0.6ポイント低下した。主要大型事業の継続等により、将来負担比率は1.9%となり、平成27年度以来の算定となったものの、全ての比率が早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあるものと認められた。

引き続き、将来負担額の動向を注視し、財政の健全性を確保しつつ、安定的に行政サービスを提供できるよう効率的な行財政運営に努められたい。

令和3年度 島田市資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項による資金不足比率審査

第2 審査の対象

- 1 令和3年度 島田市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 令和3年度 島田市病院事業会計決算に係る資金不足比率
- 3 令和3年度 島田市公共下水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 4 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点及び実施内容

1 審査の期間

令和4年7月26日から同年8月12日まで

2 審査の主眼及び方法

市長から審査に付された資金不足比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、監査基準に準拠して審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各会計とも資金不足額は生じておらず、健全な状態にあるものと認められた。

各会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	20.0
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

※各会計とも資金不足額が生じていないため、比率の欄を「—」と表記している。

第5 審査の概要

1 水道事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

水道事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

2 病院事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

病院事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

3 公共下水道事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

公共下水道事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

第6 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率については、資金不足額が生じていないため、いずれの会計も「比率なし」の結果となり、健全な状態にあるものと認められた。

今後も事業の安定的な運営を確保しつつ、中長期的な視点に立った経営の効率化及び健全化に努められたい。